

気象警報などによる非常災害時の措置について

H30.4 柏原市教育委員会

午前7時の時点（堅上小・中学校については午前6時30分時点）で、柏原市に、大雨警報、台風による暴風警報、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）のいずれかが発令されているときは、登校園を見合わせ自宅待機させる。

※ 全幼稚園については、台風による洪水警報も対象とする。

※ 堅上中学校区については、台風によらない暴風警報も対象とする。

1. 午前8時30分までに対象となる警報・特別警報がすべて解除されたときは、通学路などの安全を考慮して登校園させる。

2. 午前8時30分以降、午前10時までに対象となる警報・特別警報がすべて解除された時は、通学路などの安全を考慮して登校させる。

※ 全幼稚園については、午前8時30分の時点で対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されている場合は、臨時休園とする。

3. 引き続き、午前10時の時点で、対象となる警報・特別警報のいずれかが発令されているときは、臨時休校とする。

4. 登校園後に、柏原市に、台風による暴風警報か、特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪が対象）が発令、または大雨警報（土砂災害）と土砂災害警戒準備情報がともに発表されたときは、校園長はその状況を判断し、適切な措置を講ずるとともに、通学路などの安全面を十分考慮し、下校・降園させる。

※ 堅上幼稚園、全小学校、堅上中学校、堅下北中学校、堅下南中学校については、大雨警報も対象とする。

※ 堅上中学校区については、台風によらない暴風警報も対象とする。

※ 全幼稚園については、台風による大雨警報、台風による洪水警報も対象とする。

※ 全幼稚園については、大雨警報（土砂災害）と土砂災害警戒準備情報がともに発表されても、迎えが困難な園児に対しては、隣接する小学校などの安全な場所に避難させる。また、小学校が危険と感じた場合は第2次避難所に移動させる。

※ 可能であれば給食は食べさせる。

※ 中学校区で情報交換する。

※ 保護者との連絡体制をつくっておく。

5. 登校園後に、柏原市が避難勧告、避難指示を発令した場合は、次のように対応する。

① 対象地域の園児児童生徒

・ 学校園の安全な場所に避難させる。

・ 保護者連絡を行い、保護者への引き渡しにより下校・降園または避難所へ移動させる。

② 対象地域以外の園児児童生徒

対象地域を通らないなど適切な措置を講ずるとともに、通学路などの安全面を十分考慮し、下校・降園させる。

6. 以上の措置をとった場合は、速やかに経過や状況などについて、電話にて連絡の上、様式学務37により教育委員会学務課に報告すること。

*但し、被害状況等によって別の対応が必要になった場合は、三者協議の上、学務課から各校に連絡する。